

(様式第2号)

団体概要書

団体の名称	帶解駅舎保存・活用の会
団体所在地	奈良市今市町 804
活動の開始年月	2020年8月
法人格	・あり・申請中・○なし (該当するものに○印をつけてください)
認証・許可年月日	年 月 日 所轄:
活動分野 (主なもの3つ程度まで に○をつけて下さい)	1. 保健・医療 2. 福祉 3. 社会教育 ○4. まちづくり ○5. 観光の振興 6. 農山漁村の振興 7. 中山間地域の振興 8. 学術 9. 文化・芸術 10. スポーツ ○11. 環境の保全 12. 動物愛護 13. 災害救援 14. 地域安全活動 15. 人権・平和 16. 国際協力・交流 17. 男女共同参画 18. 子どもの健全育成 19. 子育て支援 20. 情報化社会の発展 21. 科学技術 22. 経済活動の活性化 23. 職業能力・雇用機会 24. 消費者の保護 25. 団体の連携・支援 26. その他()
主な活動対象地域	奈良市南部の帶解地域
現在の活動内容	<ul style="list-style-type: none"> ・国の登録有形文化財であるJR万葉まほろば線の帶解駅舎の保存整備の方及び整備後の活用等についての検討を、奈良市との協働事業として取り組んでいる。新駅舎の竣工は2026年度中を予定。地域の活性化拠点と位置付けている駅舎を本会が管理運営をする予定である。 ・奈良市との協働で帶解地域の散策マップ(まちかど博物館マップ)の制作に取り組んでおり、2023年度内に発行を予定している。 ・2024年度には駅前案内板の整備を行う予定である。 ・帶解駅前広場を活用した地域の農産品や特産品を販売する「帶解駅前にぎわい市」も、毎年開催しており、2023年度も11月5日開催した。 ・個人会員数64人：団体会員6団体：専従職員0人
これまでの活動実績 (行政や企業、他団体 との協働事業実績を含 む)	<ul style="list-style-type: none"> ・帯解駅舎保存・活用計画の策定(2020年7月) ・駅舎保存・活用に関わる奈良市との協議・調整活動 ・帯解駅前にぎわい市の開催(2020年12月、2022年11月、2023年11月) ・帯解駅舎登録有形文化財記念イベントの開催(2022年9月～11月) 講演会＆現地見学会「帶解駅舎の歴史とこれから」、講演会「帶解の古墳時代」(奈良市との共催)等 ・帯解地域の散策マップ(まちかど博物館マップ)の制作(奈良市との協働) ・活動情報発信力を強化するためHPの開設
寄附者へのPR (寄附を活用して 取り組みたい活動内容)	<ul style="list-style-type: none"> ・帶解駅前の観光案内板をリニューアルしたいと考えている。現案内板は、帶解地区社会福祉協議会・帶解郷土研究会が発起人となって昭和45年に整備された。以来、3回程度の改修を重ねて今に至っているが、地図の劣化が激しく、また情報の更新も必要となっている。 ・帶解寺、円照寺、山の辺の道等、帶解地域を訪れる観光客が年々増加しており、散策マップづくりに合わせて駅前案内板をリニューアルしたいと考えている。 ・案内板のリニューアルは、観光客へのガイド情報の提供だけではなく、地域住民の「わが町再発見」を促し、ひいては地域への愛着が高まることを期待して整備するものである。

(様式第3号)

令和5年12月19日現在

団体役員名簿

団体名：帯解駅舎保存・活用の会

役職名	氏名	住所
代表	木原勝彬	
運営委員	乾 則子	
	萩原健司	
	武村泰宏	
	松石憲一	
	六十谷 進	
	山本秀嗣	
	矢和多多姫子	
	矢和多忠一	
	吉田了三	
監事	倉本堯慧	

(注) この用紙に記載された情報をPDF化して基金のホームページ上に掲載する際には、個人情報保護の観点から、住所欄にマスキング処理を施します。

(様式第4号)

令和5年12月19日

団体目的等についての誓約書

団体名 帯解駅舎保存・活用の会
 役職 代表
 代表者名 木原勝彬

当団体は、下記のすべての事項に該当することを誓約します。

記

- 奈良県内で活動するNPO法人、市民活動・ボランティア団体、一般社団法人若しくは一般財団法人又は自治会、町内会、老人会、婦人会等の地縁組織であること。
- 団体の運営について、県民が自主的・主体的に行っているものであること。
- 宗教や政治活動を主たる目的とした団体でないこと。
- 特定の公職者（候補者を含む）、または政党を推薦、支持、または、反対することを目的とした団体でないこと。
- 暴力団でないこと、及び、暴力団若しくは暴力団関係者の統制の下にある団体でないこと。
- 団体の全役員は、特定非営利活動促進法第20条各号に掲げる欠格事由に該当しないこと。

(特定非営利活動促進法第20条)

第二十条 次の各号のいずれかに該当する者は、特定非営利活動法人の役員になることができない。

- 一 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
- 三 この法律若しくは暴力団による不当な行為の防止等に関する法律の規定(同法第三十二条の三第七項及び第三十二条の十一第一項の規定を除く。第四十七条第一号ハにおいて同じ。)に違反したことにより、又は刑法(明治四十年法律第四十五号)第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律(大正十五年法律第六十号)の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
- 四 暴力団の構成員等
- 五 第四十三条の規定により設立の認証を取り消された特定非営利活動法人の解散当時の役員で、設立の認証を取り消された日から二年を経過しない者
- 六 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定めるもの

※特定非営利活動促進法施行規則

第二条の二 法第二十条第六号に規定する内閣府令で定めるものは、精神の機能の障害により役員の職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

帯解駅舎保存・活用の会 会則

制定：2020年8月29日
改正：2021年4月22日
2023年4月22日

第1章 総 則

(名称)

第1条 本会は、帯解駅舎保存・活用の会と称する。

(事務局所在地)

第2条 本会の事務局は、奈良市今市町804の木原勝彬宅とする。

(目的)

第3条 本会は、JR帯解駅舎の保存・活用をおこない、もって帯解地域の活性化及びまちづくりに貢献する。

(活動)

第4条 本会の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 駅舎の保存・活用の具現化に向けた奈良市等との協議及び調整活動
- (2) 駅舎等を活用した駅舎の保存・活用に結び付く活動
- (3) 駅舎の管理運営にかかる活動
- (4) その他、本会の目的を達成するための活動

第2章 会 員

(会員)

第5条 本会は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 正会員 趣旨及び目的に賛同し、会費を納入して当会の運営に参画する個人
- (2) 賛助会員 趣旨及び目的に賛同し、会費を納入して当会の活動を支援する個人及び団体
- (3) 特別会員 趣旨及び目的に賛同し、当会の活動に参加する生徒、児童、学生及び院生

(アドバイザー)

第6条 本会にアドバイザーを置くことができる。

- 2 アドバイザーは、本会の活動にかかる専門的な知識を持つ学識者等から、代表が委嘱する。
- 3 アドバイザーは、本会の運営及び活動に関して、代表の諮問に応じ、意見を述べることができる。

第3章 役 員

(役員の構成)

第7条 本会に次の役員を置く。

- (1) 代表 1名
- (2) 副代表 2名以内
- (3) 運営委員 15名以内
- (4) 事務局長 1名

(役員の選任)

第8条 役員は、正会員の中から総会の決議によって選任する。

- 2 代表、副代表、運営委員、事務局長は役員の互選とする。

(役員の職務)

第9条 代表は、本会を代表し、会務を総理する。

- 2 副代表は、代表を補佐する。
- 3 運営委員は、会務を執行する。
- 4 事務局長は、会務の執行を統括する。

(役員の任期)

第10条 役員の任期は2年とするも、最終年度の総会までとし、再任を妨げない。

第4章 監 事

第11条 監事は、1名とし、本会の業務執行の状況及び会計を監査する。

- 2 監事の選任は、総会の決議によって選任する。
- 3 監事の任期は2年とするも、最終年度の総会までとし、再任を妨げない。

第5章 会 議

(会議)

第12条 本会の会議は、運営委員会及び総会とする。

(運営委員会)

第13条 運営委員会は、代表、副代表、運営委員及び事務局長をもって組織する。

- 2 運営委員会は、次に掲げる事項を審議する。
 - (1) 総会に付議すべき事項
 - (2) 総会の審議を要しない業務の執行に関する事項

(総会)

第14条 総会は、本会の最高議決機関で正会員をもって組織し、毎年1回代表が招集する。ただし、必要に応じ臨時に招集することができる。

- 2 総会は次に掲げる事項を審議する。
 - (1) 会則の改廃に関する事項
 - (2) 活動計画及び活動報告に関する事項
 - (3) 予算及び決算に関する事項
 - (4) 役員の選任に関する事項
 - (5) 会員の資格に関する事項
 - (6) その他代表が諮問する事項
- 3 監事は、総会において本会の会計及び業務監査の結果を報告するものとする。

(議決)

第15条 運営委員会及び総会は、出席した正会員の過半数の同意で可決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

- 2 議決に当たっては表決委任を認める。
- 3 運営委員会及び総会の議長は、代表とする。

第5章 会計

(経費)

第16条 本会の経費は、正会員会費、賛助会費、寄付金等をもって充てる。

(会計年度)

第17条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日で終わる。

第6章 会則の変更、解散等

(会則の変更)

第18条 この会則を変更するときは、総会の議決を経なければならない。

(解散)

第19条 本会を解散するときは、総会の議決を経なければならない。

第7章 会員の資格喪失等

(会員の資格喪失)

第20条 会員が各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 死亡し、若しくは失踪宣言を受けたとき
- (3) 2年以上会費を滞納したとき

(除名)

第21条 本会の会員が、本会及び本会の会員の名誉を毀損し、本会の目的に反する行為をし、会員としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるときは、総会の決議によりその会員を除名することができる。

第8章 雜則

第22条 本会の設立は2020年8月29日とする。

第23条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附則

1. この会則は、2020年8月29日から施行する。
2. 本会の事務局所在地は、奈良市から本会への駅舎貸与が確定した後、時期をみて奈良市今市町1丁目250の帶解駅舎内とする。
3. 当初の活動年度及び会計年度は、2020年8月29日から2021年3月31日までとする。
4. 当初の役員及び監事の任期は、2020年8月29日から2021年の総会時までとする。

帶解駅舎保存・活用の会 事業報告書

2023年1月～2023年12月

① 帯解駅舎の保存・活用に関する奈良市(奈良町にぎわい課)等との主な協議・調整

1月 11日	大正15年大改築時に関わる「登録有形文化財帯解駅舎の保存改修のための本屋変遷資料」を仲川市長及び関係者に送付
3月 2日	帯解駅舎保存改修に関する基本設計について奈良市から本会へ説明
3月 22日	大正15年大改築時期への保存改修への理解及び機器移設への協力をJRに要請
5月 22日	工事費用及び予算資金調達の件で協議
6月 26日	鈴木副市長に駅舎保存・活用についての説明と協力要請
7月 11日	帯解駅舎工事方針(案①現駅舎内改修、案②駅機能外部化)の奈良市からの説明
7月 13日	帯解駅舎工事方針に対して本会から再質問、意見、要望を行う
8月 25日	「帯解駅舎保存・活用事業(施策)の推進における本会と奈良市との折衝・交渉記録」を市長及び関係者に送付
8月 29日	奈良市から帯解駅舎工事方針についての再説明
10月 4日	「帯解駅舎保存・活用事業(施策)の検証と提案」及び「帯解駅舎保存・活用事業(施策)の再構築に向けて」を市長及び関係者に送付
11月 28日	鈴木副市長の帯解駅舎視察後、駅舎保存・活用事業の再構築について協議。奈良市提示の案②を撤回し、案①の現駅舎内での復元整備工事に向け、文化財課の協力のもとに迅速に竣工にこぎつける旨の説明が副市長からあった。

② 帯解地域散策マップ(まちかど博物館マップ)づくり

■現地調査

- ◎2月 18日 第2回現地調査(窪之庄・田中)
- ◎5月 15日～25日 奈良市観光戦略課とまちかど博物館候補をヒアリング
- ◎6月 10日 第3回現地調査(下山・柴屋・今市・池田)

■奈良市観光戦略課との協議(4/27、6/15、7/27、10/17、10/31、11/15、12/5)

③ 帯解駅前案内板の整備

■案内板の地図デザインの検討

- ◎帯解地域散策マップ(まちかど博物館マップ)の原図を案内板に活用した場合、利用者にとってわかりやすくかつ的確な案内情報の提供となるかどうかを検討中。

■既存の駅前案内板のリニューアルに関する調整、協議活動

- ◎5月 8日 (株)アイジェック(JR西日本用地管理受託会社)から、JR所有地を占有して設置されている現案内板や隣接する花壇について地域の管理団体とJRとの間で管理委託契約を締結したい。ひいては、管理団体としては一つの団体に一元化して欲しいとの申し出があった。

- ◎6月 21日 現案内板の管理主体と思われる地区社会福祉協議会長と花壇の管理主体である今市

町1丁目自治会長とで協議。駅舎の保存・活用後は、公共空間でもある駅前広場の景観・環境整備が奈良市としても必定となる。JRからの管理委託契約の締結の申し出を機に、奈良市が管理主体になり地域との関係を再構築することが望ましいと判断。

◎7月11日 奈良市観光経済部長に奈良市が管理主体となれるかどうかの検討を要請。その後、再三にわたり奈良市に検討結果の回答を求めるも、現時点では回答はない。また、近々、管理主体が確定したとしても、管理委託契約の締結にはそれなりの時間がかかるとのアインジェックの意見もあり、本年度中に案内板整備工事を終えることは不可能と判断。

④ 第3回帯解駅前にぎわい市の開催

- 日時 11月5日（日）11時～14時
- 会場 帯解駅前広場、帯解駅待合室
- 後援 奈良市、自治連合会、社会福祉協議会、自主防災防犯協議会、民生児童委員協議会、女性防災クラブ
- 内容 市会場の物品販売 帯解地域の特産品、農産品を中心とする地域の企業・事業者等
キッチンカーによる弁当・軽食・飲み物
子ども遊びコーナー 射的、木工遊具、スタンプラリーなど
イベント 都南中学校吹奏楽部による演奏
待合室展示コーナー 帯解風景写真展、帯解駅スケッチ画の販売
- 来場者数 約800人

⑤ 広報活動

- HPの開設 <https://www.obitoke-genki.org/>
- 会便り第5号（2023年2月）の発行

帯解駅舎保存・活用の会 活動計算書

2023年1月～2023年12月

収入

摘要	収入金額
■会費	160,000
正会員 28人	82,000
団体賛助会員 4件 5口	50,000
個人賛助会員 (28口) 22人28口	28,000
■第2回帯解駅前にぎわい市	
■寄付金 会員から	22,000
奈良中央信用金庫	50,000
収入合計	232,000

支出

摘要	支出金額
■広報活動	154,740
会だより5号 1800部 両面4色	4,740
HP制作費	150,000
■第3回帯解駅前にぎわい市	72,294
・印刷費	9,120
チラシ (A4片面4色) 1800部	4,010
ポスター (A2片面4色) 60部	5,110
・会場費	
道路占有料 (奈良市土木管理課)	3,160
道路使用許可料 (県交通安全協会)	2,200
警備費用 (警備員2名、ワールドセキュリティサービス)	44,000
・イベント保険費	2,073
・雑費 学生弁当・茶	11,016
・収入印紙・振込料	725
■帯解地域散策マップ制作	17,000
事務費	17,000
■雑費 郵送費等	7,280
支出し合計	251,314